

以下の点を了承した上で、JARTA に対しトレーニングを依頼する。

- ・ トレーニング実施の報酬は、指定の方法により必ず JARTA に支払う。
- ・ トレーニングに当たり、自分の身体の状態をトレーナーへ正確に伝える。
- ・ トレーニング中、誤ってトレーナーまたはトレーニング実施の際に使用する施設、器具その他の動産類に損害を与えた場合、生じた損害を賠償する。
- ・ トレーニング中に自分が負傷した際、トレーナーに故意重過失がある場合を除き、JARTA 及びトレーナーに賠償は請求しない。
- ・ 記載のない内容は双方誠実に協議して決する。

以上